

先進医療技術の保険導入（歯科）

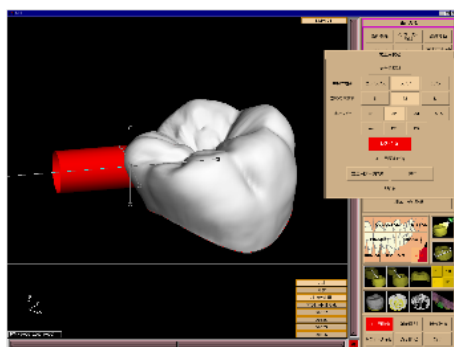
骨子【I-6-(3)】

第1 基本的な考え方

医療の高度化等に対応する観点から、先進医療会議における検討結果を踏まえ、先進医療の保険導入を行う。

第2 具体的な内容

1. 歯科用CAD/CAM（コンピュータ支援設計・製造ユニット）装置を用いて製作された歯冠補綴物について評価する。



(新) CAD/CAM冠 1,200点

[算定要件]

- ① 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用CAD/CAM装置）を用いて、小臼歯に対して歯冠補綴物（全部被覆冠に限る。）を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。
- ② CAD/CAM冠は、CAD/CAM冠用材料との互換性が制限されない歯科用CAD/CAM装置を用いて間接法により製作された歯冠補綴物をいう。
- ③ 特定保険医療材料料は別に算定する。

その他、当該技術に係る歯冠形成、印象採得、装着等についても評価を行う。

[施設基準]

- ① 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。
- ② 保険医療機関内に歯科技工士が配置されていること。なお、歯科技工士を配置していない場合にあつては、歯科技工所との連携が図られていること。
- ③ 保険医療機関内に歯科用CAD/CAM装置が設置されていること。なお、保険医療機関内に設置されていない場合にあつては、当該装置を設置している歯科技工所と連携が図られていること。

2. 歯科CT撮影装置及び手術用顕微鏡を用いた歯根端切除手術を評価する。

現 行	改定案
【歯根端切除手術】 1,350点	【歯根端切除手術】 1 <u>2 以外の場合</u> 1,350点 2 <u>歯科CT撮影装置及び手術用顕微鏡を用いた場合</u> 2,000点(新)